

事例番号:340292

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 1 日

17:00 頃 腰痛、性器出血あり

17:40 陣痛発来・破水疑いのため搬送元分娩機関へ入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 1 日

17:43- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 180 拍/分台、基線細変動減少、遅発一過性徐脈を認める

時刻不明 性器出血、腹部板状硬あり

19:08 常位胎盤早期剥離疑いで当該分娩機関に母体搬送され入院

19:22 常位胎盤早期剥離の疑いで帝王切開により児娩出、子宮溢血所見あり

胎児付属物所見 血性羊水あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 1 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.26、BE -6.0mmol/L、乳酸 74.3mg/dL

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 6 点

- (5) 新生児蘇生：人工呼吸（バググ・マスク、チューブ・バググ）、気管挿管
- (6) 診断等：
出生当日 新生児仮死
- (7) 頭部画像所見：
生後 37 日 頭部 MRI で多嚢胞性脳軟化症を認め、低酸素性虚血性脳症後
の変化を認める

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分：診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師：産科医 2 名
看護スタッフ：准看護師 2 名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分：病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師：産科医 4 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名、外科医 1 名
看護スタッフ：看護師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 39 週 1 日の 17 時頃またはその少し前の可能性があると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における、妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関の診療録に記載はないが、「家族からみた経過」によると、

妊娠 39 週 1 日の妊産婦からの 1 度目の電話連絡への対応(どうしてもお腹が痛く様子がおかしいとの訴えに対して、次回妊婦健診まで経過観察を指示したこと)は一般的ではない。また、2 度目の電話連絡への対応(腹痛、出血多量の訴えに対して来院を指示したこと)は一般的である。

- (2) 搬送元分娩機関における、妊娠 39 週 1 日の入院時の対応(診察及び分娩監視装置の装着)は一般的である。
- (3) 妊産婦の症状(腹部板状硬、性器出血)と胎児心拍数陣痛図の所見から常位胎盤早期剥離を疑い、当該分娩機関に母体搬送を行ったことは適確である。
- (4) 当該分娩機関において、搬送元分娩機関からの情報を元に帝王切開の可能性を考慮し、救急外来スタッフ、手術室スタッフ、小児科医に連絡をし、入院後 1 分で帝王切開を決定し、帝王切開決定から 13 分後に児を娩出したことは適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 「家族からみた経過」のとおり対応であったとすれば、妊産婦の異常を訴える連絡があった場合には、速やかに受診を勧めることが望まれる。
- イ. 妊産婦からの電話による問い合わせがあった場合には、受けた時刻とその内容を診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は妊娠 39 週 1 日の電話連絡について、「家族からみた経過」に記載されている 1 回目の電話対応についての記録が無かった。「家族からみた経過」のとおり連絡があったとすれば、1 回目の電話対応について内容と行った対応について記載することが望ましい。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元医療機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。